平成２９年（フ）第２５号
熊本県水俣市桜ヶ丘１番15号　サンハイツ24
102号、前住所熊本県水俣市湯出1840番地
債務者　石島　祐樹
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２８３号
千葉県四街道市大日82番地３
破産者　古里　興光
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２８４号
千葉県四街道市大日82番地３
破産者　古里　和代
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４４号
千葉県千葉市稲毛区山王町41番地の５
破産者　有限会社古里重機
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０号
三重県伊勢市前山町592番地
破産者　石井　　敦
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市平之町７番１号
破産者　株式会社鹿児島丸善商事
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
鹿児島市上之園町25番地36光健ボイスビル101号
破産者　株式会社シースタート
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第７５９号
仙台市太白区秋保町湯元字釜土東43番地、開始決定時の住所仙台市青葉区八幡２丁目５番６号
破産者　加賀ツルヱ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２０号
福島県いわき市錦町花ノ井98番地の19
破産者　株式会社ゼロ
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１３２号
千葉県山武市富田1795番地
破産者　河村久仁枝（旧姓緑川）
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１９号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字西前301番地２、開始決定時の住所埼玉県入間市扇町屋４丁目４番１号　Ｂ－713　従前の住所愛知県稲沢市祖父江町本甲神明北10番地１
破産者　横井　忠史
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
三重県松阪市清生町491番地　市営清生町団地Ｃ－５　114、旧住所三重県松阪市嬉野中川町1526番地58　トスト・アイＢ105、津市東古河町８番13号
破産者　上村　富子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第７１４号
大阪府河内長野市楠ケ丘６番13号
破産者　有限会社吉田研磨
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
大阪府高石市東羽衣３丁目18番７号
破産者　株式会社アンドナインギフト
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
青森県下北郡佐井村大字佐井字原田58番地10
破産者　株式会社工藤建設工業
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
東京都町田市本町田2528番地公社住宅ハ10―409
破産者　佐久間正已
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９９号
東京都八王子市北野町556番地11安藤ビル201号
破産者　中島　綾子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
静岡県駿東郡清水町新宿257番地の１
破産者　株式会社アナログユニオン
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
三重県津市芸濃町椋本2727番地２
破産者　株式会社ニューライフ
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７７号
三重県四日市市滝川町３番20号
破産者　川村　哲也
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係